



《会計・税務の知識》個人事業税について

はじめに

個人で事業を始めた事業主が、納める税金は、主に所得税・消費税・住民税・事業税があります。事業税はあまり聞き慣れない税金ですが、個人が事業を行う上で行政サービスの対価として道府県に支払う税金になります。個人事業税は普通徴収により道府県が賦課決定し、納税通知書により納税します。

1. 事業税を納める義務がある人

法人事業税と異なり、個人事業税を納めるべき納税義務者は、法律で制定されている3事業（第1種、第2種、第3種）で合計70業種に該当する場合、納税義務者となります。表1の通り、限定列举ですが、ほとんどの事業主の方が該当します。

表1：業種一覧

第1種事業	営業に属する商工業	物品販売業等	37業種
第2種事業	原始産業	畜産業等	3業種
第3種事業	自由業	医業等	30業種

業種の詳細は次の東京都主税局のホームページより確認できます。

http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ji.html#kj_2

2. 事業税の申告義務がある人

上記1により、事業税を納める義務がある人は、所得税法の事業所得又は不動産所得の金額をベースに、所得が290万円を超える方は事業税の申告を行う必要があります。暦年の所得について翌年3月15日が申告期限となりますが、通常の場合、所得税の確定申告書に事業税の申告に関する事項を付記するため、個別で事業税の申告を行うことはありません。

事業を廃止した場合等は、別途事業税の申告を行う必要があります。

3. 個人事業税の概算での計算方法・税率

個人事業税の対象となる所得は、事業所得又は不動産所得が対象になります。一時所得などは対象になりません。不動産所得と事業所得を合わせて行っている場合は、合算又は通算して所得金額を計算します。所得税の申告書の所得金額に青色申告者の場合は65万円または10万円を足し戻し、事業税の控除額（290万円）を差し引いた金額に下記の標準税率を乗じて計算した金額が、事業税の概算金額となります。

ます。なお、損失の繰越控除など、一定の控除項目があります。

表2：税率表

第1種事業	5%
第2種事業	4%
第3種事業	5%※

※一定の場合には、3%

4. 複数の道府県に事務所を有している方

複数の道府県に事務所を有している方は、上記3で計算した税額を、各道府県に所在する事務所の従業員の人数により分割して納付します。

法人事業税と異なり、分割基準は事務所の従業員の数の1種類のみとなります。

5. 納付の時期

事業税の納付は、原則として8月及び11月の末日に納税通知書により納付します。

事業税は、事業所得・不動産所得に直接関わる税金であるため、必要経費に算入することが可能です。

6. 個人事業税の減免制度

個人事業税においては、生活保護法により生活扶助を受けている場合、納税者または扶養親族等が障害者である場合、高額な医療費の支出があった場合、災害等で被害を受けた場合等、税金の減免制度があります。個人事業税の申告は上記2のように所得税の申告書に付記する形で行われますが、減免制度を利用する場合は、個人事業税の納期限までに減免の申請を行う必要があります。減免制度については、各都道府県にお問い合わせください。

おわりに

個人事業主が払わなければならない税金は、所得税や消費税のように申告する税金に目が行きがちですが、確定申告が終わってほっとしたところに事業税や住民税といった「普通徴収」の税金の通知書が送られてきます。納税資金が不足しないように、確定申告が終わったころ、1年間の納税スケジュールを確認することをおすすめします。

(担当：山川)

参照：東京都主税局